

令和元年 9 月定例総会議事録

日 時 令和元年 9 月 18 日（水） 午前 9 時 35 分～午前 10 時 55 分

場 所 佐賀市役所 4 階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

第 3 号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第 1 号 農地法第 4 条による届出

第 2 号 農地法第 5 条による届出

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第 7 号議案 買入協議の適否の判断について

第 8 号議案 非農地通知について

第 9 号議案 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)

5. 閉 会

午前 9 時 35 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。暑さ寒さも彼岸までと申しますけれども、大分しのぎやすくなってまいりました。報道では、台風の影響で佐賀県はもちろんですが、千葉県あたりもかなり被害が出ているようですが、やはり健康で平穏に日々暮らせることのありがたさを感じる今日このごろです。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 23 名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年 9 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 7 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 6 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 4 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 4 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 3 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 3 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 12 件、第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 9 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 24 件、第 7 号議案 買入協議の適否の判断について 1 件、第 8 号議案 非農地通知について 3 件、第 9 号議案 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案） 1 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 9 月 10 日、北部は 9 月 11 日に行っております。

また、調査会については、南部が 9 月 12 日、北部が 9 月 13 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、16 番委員の北村守委員、20 番委員の野田委員の両名を指名します。

なお、本日、傍聴人が 1 名申請されておりますので、傍聴人を入室させることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。傍聴人の入室を許可いたします。

〔傍聴人 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書13ページから15ページまで、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番および6番の審議結果について報告します。

第42回常設審議委員会議の報告。

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取についてはありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について2件。

農地法第5条関係2件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から7番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページ及び4ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号2番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、野田委員の同居の親族の案件となっておりますので、野田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、野田委員、退室願います。

〔20番野田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

野田委員の入室をお願いいたします。

〔20番野田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書 6 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

2 番を除く 1～4

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 2 番を除く、報告番号 1 番から 4 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 7 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、遺贈の案件、審議番号2番、3番は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書8ページ、9ページ及び15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用の案件、それに伴う区分地上権の設定及び工事用作業場の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番、8番の3件は、営農型発電設備の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請 審議番号5番については、「区分地上権の設定」の

案件で、農地の上空に太陽光パネルを設置するにあたり、その上空の利用についての権利設定を行うため申請されたものです。

この案件は、耕作のための申請ではありませんので、下限面積などの農地法第3条第2項各号の要件は必要なく、申請人の説明などから下部農地での営農に支障は無いものと思われ、許可相当と判断しました。

また、農地法第5条の規定による許可申請 審議番号7番、8番については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、審議番号7番について、申請人は営農型発電事業及び農業を営むことを目的として、昨年の11月に設立された法人で、先月の営農型発電設備の一時転用申請に続いて、本申請地にも営農型発電設備を設置することを計画し、太陽光パネルの支柱と電柱部分について一時転用申請をされたものです。

審議番号8番については、今回の営農型発電設備の設置に伴い、重機等での作業が必要となるため、工事用の作業場として利用したく一時転用申請されたものです。

申請人に、支柱周りを含めた下部農地の除草管理について確認したところ、将来的にはドローンでの防除を計画しているが、当面は5m幅で使用できる管理機での作業を行い、適切に除草管理を行っていくとの回答を得ました。

また、今後、法人で耕作を行っていく予定はあるのか確認したところ、将来的には、法人として耕作を行っていきたいと考えているが、これから段階的に準備する計画であるとのことでした。

さらに、台風等でパネルや支柱が破損するおそれがないか確認したところ、事前に支柱の引き抜き強度の検査を行っており、先の関東地方の台風においても、系列会社が設置していた同型設備には損害がなく、発電された電気を変換するパワコンも支柱の高い位置に取り付けているため、水没による火災等の恐れもないとの回答がありました。

最後に、優良農地の中央部に営農型発電設備を設置することについて、他の耕作不便地などでの検討ができなかったのか確認したところ、当初は中央部ではない農地を探していたが、農地所有者の意向でこの農地になったとのことで、当法人として営農型発電設備のモデルケースとして活用していきたい旨の説明がありました。

委員からは、営農型発電設備を設置することで、かえって周辺農家の営農意欲を削ぎ、離農につながる恐れがないかとの意見が出され、申請人より、実際に関東でも農家から耕作し

てほしいとの要望が多くあるとの説明があり、委員から、申請人の企業理念にあるように農業を守る観点からいえば、できるだけ耕作不便地への設置を検討するようお願いしたいとの意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等に問題ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である、一時転用の期限が3年であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることについて、問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準も、ともに「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

今、調査会長から北部調査会の審議の結果の御報告がありました。この件については、先月もお話しをさせていただきましたけれども、今回の場合はモデル事業ということで、この企業が取り組んでいるということで、基本的にはやはりもっと大規模にやりたかったというお話をしていました。

それからもう一つは、空港道路のあたりはどうでしょうかというお話をした時も、あの辺も当たりましたけれども、なかなか協力者が出なかったということで、今回の場合も全体的にお話をして6件ぐらいしか出なかったというお話です。それだけ、農業者の方はこれについては問題ありかなというふうに考えます。営農型ということで、企業が出るというのは、

時代の趨勢ですので、全体的にはそういう流れかなと思いますけれども、基本的には、農業者がやっぱり農地を耕すというのが基本ではないかなと思います。我々農業委員、あるいは事務局も、時代とともに動いていきます。この計画では20年間という長期のスパンになっています。このモデルケースが本当に成功事例なのかというのがありまして、できるだけこの件については、地権者が耕作をするということで確認をされておりますので、ぜひこの耕作の効率的な運用については、その実績の把握、農業委員会の方にも引き継いで、年を追って確実に行っていただきたいということで、要望として述べておきます。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。14番委員。

○14番（山口敏勝君）

ちょっと私、現地調査も調査会も私の事情で欠席しましたが、この図面を見ていましたところ、この田んぼは大体、〇〇〇〇〇が……

○18番（古賀伸一君）

〇〇〇〇〇の集落営農ですね。

○14番（山口敏勝君）

法人の田んぼだと思いますが、事務局どうですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

北の方は、〇〇〇〇〇の集落営農組織で耕作されている農地であります。譲渡人も〇〇〇〇〇の構成員ですので、そこは自分で耕作されるということで今回、一時転用の申請をされています。

以上です。

○14番（山口敏勝君）

それで、今説明がありましたように、風で飛んだりなんかというのは大丈夫ということですかね。

○会長（坂井邦夫君）

はい、事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

そのことについては、北部調査会の折にほかの委員さんから質問がありまして、前回、関東の方に大きい台風が来ましたが、その台風にも、同型の太陽光パネルは飛ばされなかったとのことで、今回の分についても、引き抜き強度などを計算されて、より飛ばされにくいように地中に羽を付けて埋め込まれると聞いております。

○14番（山口敏勝君）

この農地の区分は何ですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

農振農用地になると思われます。

○14番（山口敏勝君）

太陽光の転用は普通はできないでしょう。営農型ならできるのでしょうか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

あくまでも、一時転用なのでできるのであって、恒久転用はできません。

○14番（山口敏勝君）

できませんね。期限は何年ですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

今回は3年です。

○14番（山口敏勝君）

3年ですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。それで、更新ができることになっております。ただ、営農の条件があります。例えば収量が落ちたりした場合は当然、事務局の方から指導をする形になると思うんですけど、今回申請されるのは3年です。それで、3年後に再度、毎年 of 状況報告等を踏まえて更新の申請がなされると思います。

○会長（坂井邦夫君）

いいですか。

○14番（山口敏勝君）

はい、わかりました

○会長（坂井邦夫君）

ほかに。13番委員。

○13番（福田義弘君）

営農型太陽光発電ということで、前回、南部調査会の時にも確認したんですけども、譲受人さんの最終的な目的については、中山間地域の遊休農地を活用して営農型発電をしていくというのが目的になっておったですよ、資料には。

それで今回、田んぼの、農地の真ん中に持ってくるのはいかがなものかというふうに常々思っておりますけれども、そこら辺については、譲受人とどのような協議をなされているのですか。

○会長（坂井邦夫君）

はい、事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この話があった時、私たちも真ん中ではなくて端に詰めてというお話をしましたし、譲受人も、先ほど調査会長から説明がありましたとおり、端の農地を探されていたというのは間違いないです。ただ、地権者の方がなかなかそれに応じてくれなかったというのが1つ。

それと今回、中央部ということで、九州農政局にも8月の総会が終わった後、中央部で営農型太陽光ができるのかということで確認したところ、基本的に、あくまでも一時転用なので、場所は問いませんとのことでした。ただ、気をつけていただきたい点として、北部調査会の現地調査会資料の9ページに載せていますが、圃場整備が今後計画されている農地であったり、農地の真ん中に営農型の太陽光が設置される場合で、担い手の集積の妨げになる農地であったりとか、圃場整備等の規模拡大の予定のある農地、もしくは農業用水路施設の管理に支障が生じる場合はできませんとのことでした。ただ、それ以外については場所を問いませんということでしたので、許可基準としてはありますけれども、こちらとしてもなるべく中央部ではなく、端の方ということでお願いはさせていただいております。

○会長（坂井邦夫君）

13番委員。

○13番（福田義弘君）

それがさっき、更新は3年ごとというふうに説明していただいたんですけども、東与賀にも同じ営農型があるんですよ。それは次回から10年というような話を聞いております。そういうことから、これも3年ですけども、先々は10年になるとか、そういったことはあ

り得るのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

10年になるケースというのは、担い手、要は認定農業者を取られた方が下部農地で営農される場合が10年ということになっております。

○13番（福田義弘君）

認定農業者が。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。今、下部農地の耕作者は認定農業者を取っておられませんので、当面は3年です。今後、例えば下部農地の耕作者が認定農業者等の承認を受けられた場合は、次回の更新時には、一時転用の期限を10年ということで申請をされる可能性があると思っております。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番の3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書8ページ及び9ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5を除く4～7

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番を除く、審議番号4番から7番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。審議番号5番を除く、審議番号4番は、贈与の案件、審議番号6番、7番は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番を除く、審議番号4番から7番までの3件に

については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、海苔養殖業を営んでいますが、雨天時に海苔網を干すことができず支障をきたしているため、海苔網を干すための倉庫を自宅に隣接する農地に建築したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「農業施設」の、用途区分変更を経た案件で、申請人は、経営面積が約26haの農家で、米、麦、大豆、玉ねぎを耕作されています。現在、利用している農業施設が市街化区域内の住宅街に有ることから、近隣住民から埃や騒音に対する苦情が多く、これまでに集塵機を導入したり、防音壁の設置が行われたものの、苦情は止まなかったため、農業施設の移転を計画したところ、申請地は自宅から近いことに加え、周囲には住宅が無いことから適地と考え申請されたものです。

委員から、申請地の他に適地を所有していないのかを確認する意見があり、事務局から申請地以外には申請人宅に近い農地は無い旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しており

ます。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は、今般、相続した土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、是正すべく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページから14ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「墓地」の案件で、申請された寺院は、先祖代々の墓の維持が困難になりつつあるなかで、新しい供養の形として樹木葬の需要があるため、申請地を墓地としたり申請されたものです。

申請地は、全面を人工芝とし、シンボルとして4本の桜の木を植樹し、石碑や献花台のほか、遺骨を埋葬するための墓石を160基設置される計画となっています。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、南側に国道が通っており、交通の便が良く、近くに学校や商業施設等があることから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側境界部分の利用方法について確認したところ、申請地北側には、申請地東側の田のための用水管が埋設されていることから、境界から50cm程引いてブロックを設置し、境界とブロックとの間には、除草管理のためコンクリート舗装を行う計画となっているとのことでした。

また、申請人にこの用水管の敷地部分の管理について確認したところ、用水管が埋設されているものの、1号地と3号地の一部として販売することを計画しており、販売が困難な場合は、譲受人が管理をしていくとの回答を得ました。

なお、このことについては、用水管を利用する東側の田の所有者と協議済みとの説明がありました。

さらに、申請地からの雨水の排水先について確認したところ、北側の側溝には排水せず、南側の新設側溝を経由し、市が設置する新設の暗渠管を通して東側水路に排水するとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在の作業場が手狭になったため、自宅に隣接する申請地を作業場として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木建設業を主体に、リサイクル事業を営んでおりますが、近年は自然災害が多く発生していることから、がれき類の搬入が増加しており、受け入れを制限する状況が続いているため、今回、新たに再生資材置場の拡張を計画したところ、申請地は、現在の資材置場に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側の同時利用地について確認したところ、この敷地については、現在の水路の一部を用途廃止した上で一体的に造成し、申請地北西部分にある上水道の送水管敷地については、ガードレールを設置し、今後は道路敷きとして管理する旨、管理者である南部建設事務所と協議済みとのことでした。

この送水管敷地及び申請地北側道路からの雨水排水については、新設の道路側溝を經由し、同時利用地西側の新設暗渠管を通して南側水路へ放流するとの説明がありました。

また、申請地北西側から同時利用地となる既存の水路へ排水されている農業用の余水吐きについて確認したところ、申請地東側の農地に新たに余水吐き用の暗渠管を設置し、南側水路へ余水吐きを行うとの説明がありました。

さらに、申請地北側と東側の被害防除及び粉塵の飛散防止対策について確認したところ、コンクリートブロック2段から3段積みの内側にカイヅカによる植栽を行い、緩衝帯を設置する計画であるが、将来、周囲に迷惑がかかるようであれば、フェンスやコンクリート擁壁の設置についても検討するとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は

海苔養殖業を営んでいますが、現在、海苔資材を堤外地に保管している状況であり、資材の管理が十分にできていないことから、自宅に隣接する申請地を海苔資材置場として拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

1点確認ですが、既存の施設、リサイクル業もされているということですので、現状も多分、がれき等の積み上げがあるんじゃないかと思えますけれども、管理状況について、付近の住民の方からの苦情等はないでしょうか。今回新しくする場合も、カイツカで景観形成をするということですが、この辺のところはどうだったか、お尋ねします。

○会長（坂井邦夫君）

南部調査会長どうぞ。

○南部調査会長（大園敏明君）

苦情等は、以前は多少あった模様です。今回はそれを改善するという意味で、道路側も大分カイツカを植えたり、将来、周囲に迷惑がかかるようであればコンクリート壁を作ったりするような対策をするということをお伺いしていますので、それで私たちは理解しています。

○18番（古賀伸一君）

往々にして、こういった施設が近隣の迷惑施設になっていくということがありますので、

そういったところ、調査会で指摘をしていただいているということで、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

車両の通行に関しては、今までも地元車を優先で通行されているということで、今回、敷地を拡張されましても、これまで同様、地元車優先で事業を行っていくとの回答を得ております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにありませんか。5番委員。

○5番（百武正幸君）

同時利用の水路、これは払い下げですかね。面積はわかりますか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

こちらは図面にも記載をしております。ちょっと小さい字なんですけれども、用途廃止及び売払い申請予定ということになっております。

面積につきましては、568.36㎡となっております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページから27ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11・12

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番、12番、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、転用目的が「工業団地の敷地拡張」の2件と、それに伴う農地転用許可後の事業計画変更の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番、12番及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の3件は、転用目的が「工業団地の敷地拡張」及び「工業団地」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

農地法第5条の規定による許可申請の審議番号11番、12番の申請地は、農振除外を経た工業団地の計画区域内の農地で、未相続地であったため4月の申請時には相続人全員からの同意が得られていませんでしたが、今回、相続人全員から同意が得られたとのことで、敷地の拡張をたく、事業計画変更承認申請とあわせて申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可及び承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「地域整備法に該当するものその他農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、第1種農地イの（イ）のhと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可及び承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番、12番、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の

3件については、申請どおり許可及び承認することに決定しました。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7・8を除く6～10

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番の2件を除く、審議番号6番から10番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設や医療施設があり、交通の便が良いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に今回の申請地が不整形となっている事について確認したところ、申請地東側に残る農地は、圃場整備がされた農振農用地であり、開発することができないため、やむなく現行の開発計画になったとの説明があり、残った農地の耕作については、これまでの耕作者に引き続き耕作してもらう事になっている旨の説明がありました。

さらに、申請地南西側の水路幅が狭いため、排水の支障について確認したところ、当該水路は、圃場整備時に設けられた水路で、河川管理者と協議した結果、既存のボックスカルバートを2倍の大きさのものに付け替えることで了解をもらったとのことでした。

また、地元説明会の開催の有無について確認したところ、地元自治会長や生産組合長からの同意はもらっているが、説明会は開催していないとのことであったため、委員より、このような開発をする際は、まず地元説明会を開催し、広く住民の理解を得て欲しい旨の要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は市道に面しており、交通の便が良いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地の中にあり、保育園や小学校等の教育施設が近く、交通の便もよいため適地と判断し申請されたものです。

申請人に、申請地北西側の角地になっている農地について確認したところ、この農地は未相続地であり、相続人全員からの同意を得ることが難しかったため、申請地に加えることを断念したとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号7番、8番の2件を除く審議番号6番から10番までの3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書28ページから30ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から8番まで8件： 44,712㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書30ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

9

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号9番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号9番 2,096㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページから35ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～19

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から19番までの19件を

議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から19番までの19件

新規 9件： 53,692㎡

更新 10件： 62,767㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この19件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この19件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この19件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から19番までの19件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページから37ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号20番から24番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号20番から24番までの5件

新規 4件： 21,966㎡

更新 1件： 2,553㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番から24番までの5件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書39ページをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書40ページをお開きください。

第9号議案 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、議題

とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

なお、この意見書については、9月27日に佐賀市長へ提出いたします。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要す

るものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これを持ちまして、本日の議事は全て終了しました。

傍聴人の方は、退室願います。お疲れさまでございました。

〔この後、委員から傍聴人へ意見を求める発言あり。
会長から、傍聴人及び委員の了承を得た後、傍聴人と委員との意見交換あり（内容省略）。〕

〔傍聴人 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、佐賀市農業委員会令和元年9月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時55分 閉会